

第2次
八代市協働のまちづくり推進計画
みんなで一緒にやっしろづくり!!



令和7年3月
八代市

はじめに

八代市では、市民、地域協議会、事業者、市民活動団体等と市が協力して地域課題の解決に取り組む「協働」の推進をまちづくりの方針と位置づけ、令和元年8月に「八代市協働のまちづくり推進条例」（以下、「条例」という。）を施行しました。また、条例に示された仕組みを具現化し、実効性を確保するため、令和3年3月に2020年度から2024年度を計画期間とする「八代市協働のまちづくり推進計画」（以下、「前計画」という。）を策定し、人材の育成や組織運営の強化等、協働のまちづくりに取り組んできました。

この度、前計画の期間満了に伴い、これまでの成果と課題を検証し、協働のまちづくりをさらに推し進めることを目的として「第2次八代市協働のまちづくり推進計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

本計画は、次の3つの視点のもと策定しています。

1 社会計画の視点

「市民誰もが暮らしやすいまち」を実現していくに当たり、そこに暮らすみんなが、それぞれの役割を認識し、行動することが必要です。そのため、本計画では市が取り組む行政計画という視点に加えて、市民、地域協議会、事業者、市民活動団体等のそれぞれの役割を明らかにした「社会計画」とします。

2 目的・目標明確化の視点

計画を担っていく各主体が「何をめざす計画なのか」、「誰が、何が、どうなることを目指すのか」を共有する必要があります。そのため、本計画では、目指すべきまちのあるべき姿（目的・目標）を明らかにします。

3 マネジメントの視点

計画の実効性を高めていくためには、本計画の目的・目標に向けた施策の進行を管理していくことが必要です。そのため、本計画では、PDCAサイクルを活用したマネジメントを行います。

本市では、本計画に基づき、市民・地域協議会・事業者・市民活動団体等による市民活動を活性化するとともに、それらの活動と市が連携・協力する「協働」に取り組むことによって、行政活動、市民活動、協働による活動がより良く調和し、補完し合う地域社会を目指すものです。

●「協働」・・・市民等と市などそれぞれの主体が、相互の信頼と理解に立ってより良い地域をつくりあげていくという共通する目標に向かって、対等な立場で知恵を出し合い協力していくこと。

●「まちづくり」・・・市民の皆さんが、安全安心で快適に暮らせるための防災・防犯活動をはじめとして、地域を活性化する活動、共に学び合う教育活動、文化や歴史を伝承する文化活動、地域内住民やほかの地域と交流する活動、環境保全・環境美化活動、地域福祉活動など「住み良い豊かな地域社会」をつくるための取り組み及び活動。

目 次

第1章 協働のまちづくり	・・・ 3
1. 協働のまちづくりとは	・・・ 3
2. これまでの取り組み	・・・ 10
第2章 推進計画の構成	・・・ 11
1. 計画期間	・・・ 11
2. 計画の位置づけ	・・・ 11
3. 計画の目的・目標	・・・ 12
4. 計画の柱	・・・ 13
5. 計画の体系	・・・ 14
第3章 柱ごとの取り組み	・・・ 15
第4章 計画の推進体制	・・・ 19
コラム「まちづくり、一緒に始めてみませんか」	・・・ 20

《表紙の写真》

左 上：「郡築汐風かかし大会」（郡築汐風まちづくり協議会）
左 下：「しめ縄づくり」（昭和まちづくり協議会）
中央上：「年末餅つき体験」（金剛まちづくり協議会）
中 央：「日本遺産中学生ボランティアガイド」（東陽まちづくり協議会）
中央下：「五家荘でヨガ体験」（泉まちづくり協議会）
右 上：「八代校区を歩こう大会」（八代校区住民自治協議会）
右 下：「わがまち復興講座」（坂本住民自治協議会）

第1章 協働のまちづくり

1. 協働のまちづくりとは

八代市を誰もが暮らしやすいまちにしていく、そのために、市が様々な施策を実施し、行政サービスを提供していくことは当然のことです。しかし、それだけで実現できることには限界があります。本市においても、自治会（※1）・地域協議会（※2）による地域活動や市民活動団体（※3）による活動など、様々な市民が担い手となっている活動がより良い地域社会を形成し、暮らしやすさを実現する上で重要な役割を果たしています。

これからも、市民等（※4）や事業者（※5）及び市が連携・協力しながら、それぞれの役割を果たして一緒にまちづくりを担っていくことが必要です。

協働のまちづくりとは、そうした各主体が目的を共有し、連携・協力しながら自分たちの暮らしやすいまちをつくるために取り組むことによって、様々な地域課題の解決や公共（※6）サービスの提供を可能とし、「安らぎと活力のある地域社会の実現」を目指すものです。

誰もが暮らしやすいまちづくりは私たちみんなで担います



市民等と市の協働のまちづくり

- ※1「自治会」・・・一定の地域に住む市民が、交流し互いに助け合いながら、自分たちの地域を住み良いまちにしていくために自主的に設置された基礎的な地域自治組織です。本市では、「町内会」「区会」「地区」など地域によって呼称が異なります。また、坂本地域、泉地域では複数の自治会をまとめた少し大きな単位の自治組織として「地域振興会」があります。
- ※2「地域協議会」・・・地域の課題解決と個性を生かしたまちづくりに取り組むため、概ね小学校区を単位として、自主的に設置された地域自治組織です。
- ※3「市民活動団体」・・・広く社会全体の利益となる社会貢献活動を自主的に行う団体です。
- ※4「市民等」・・・市内に居住する人、市外から市内に通勤・通学する人、市内で地域活動及び市民活動等様々な活動を行っている個人や団体（自治会、地域協議会、NPO、ボランティア団体など）をいいます。
- ※5「事業者」・・・市内で営利を目的に活動する企業や個人で事業を営む人等のことをいいます。
- ※6「公共」・・・社会一般、おおやけのことであり、行政が関わるだけでなく、社会全体が関わることをいいます。イメージとしては、「公共の場」や「公共交通機関」のように使われています。また、行政だけが公共の役割を担うのではなく、地域の様々な主体が公共の担い手の当事者として活動することです。

(1) 協働のまちづくりを進める背景

協働のまちづくりへの取り組みは、全国各地で見られます。その思いを一言でいうと「自分たちの暮らすこのまちをもっと暮らし良いまちにしたい。それぞれができることを協力しあっている。」というものです。本市においても同様ですが、なぜ協働のまちづくりを進めるのか、その背景を述べます。

①多様化する市民ニーズ、複雑化する地域課題

市民の価値観が多様化する中、豊かさが実感できる暮らしやすい地域社会を形成するためには、多様化する市民ニーズ、複雑化する地域課題に対応した公共サービスの提供が必要です。そのためには、これまでの画一的な行政サービスの提供にとどまらず、多様できめ細かな公共サービスが提供できる社会構造全体の変革が求められています。

②厳しい地方行財政

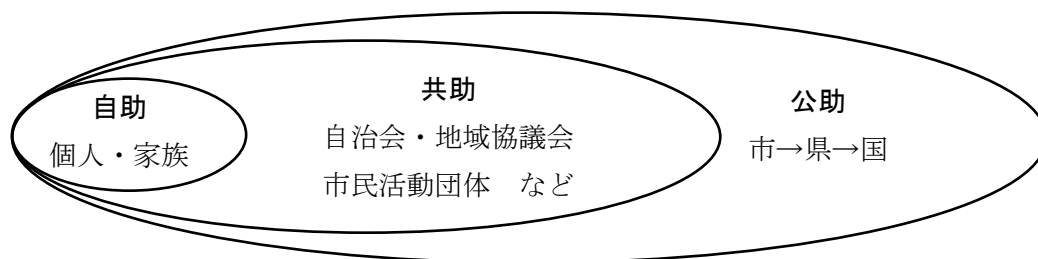
少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化などの社会経済情勢の下、厳しい行財政の現状からは、行政だけが公共サービスを担っていくことには限界があります。そのため、未来に向けて、持続可能な地域社会を構築していく必要があります。

③まちづくりの担い手不足

まちづくりに関わる市民の現状は、従来の自治会活動に加えて地域協議会や市民活動団体へと広がりを見せています。まちづくり活動の担い手不足が叫ばれている中、今まで以上に市民一人一人が地域の課題解決に大きな役割を果たすことが求められています。

④分権型社会の進展

地方分権の進展により、地方自治体は自らの判断と責任で地域の実情に合ったまちづくりを行うことが求められています。しかし、少子高齢化や地域課題の増大に伴って、きめ細やかな行政サービスは困難になってきています。そこで、「自助」「共助」「公助」によって互いに補完し合うとともに、市民と行政が協働で地域課題に取り組む仕組みが必要になっています。



自助：自分でできることは自分で行う

共助：みんなでできることは助け合って解決する

公助：それでもできないことは市→県→国が行う

(2) 市民と行政との協働

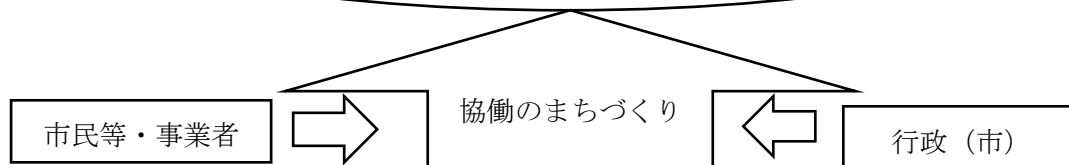
協働のまちづくりでは、市民、地域協議会、事業者、市民活動団体等による「市民活動」と、市が施策に基づいて実施する「行政活動」があり、それらの活動には下の概念図に示すように〔5つの活動領域〕が存在します。

協働のまちづくりの概念図

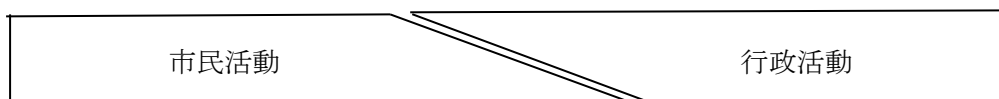
〔目的〕

「安らぎと活力のある地域社会の実現」

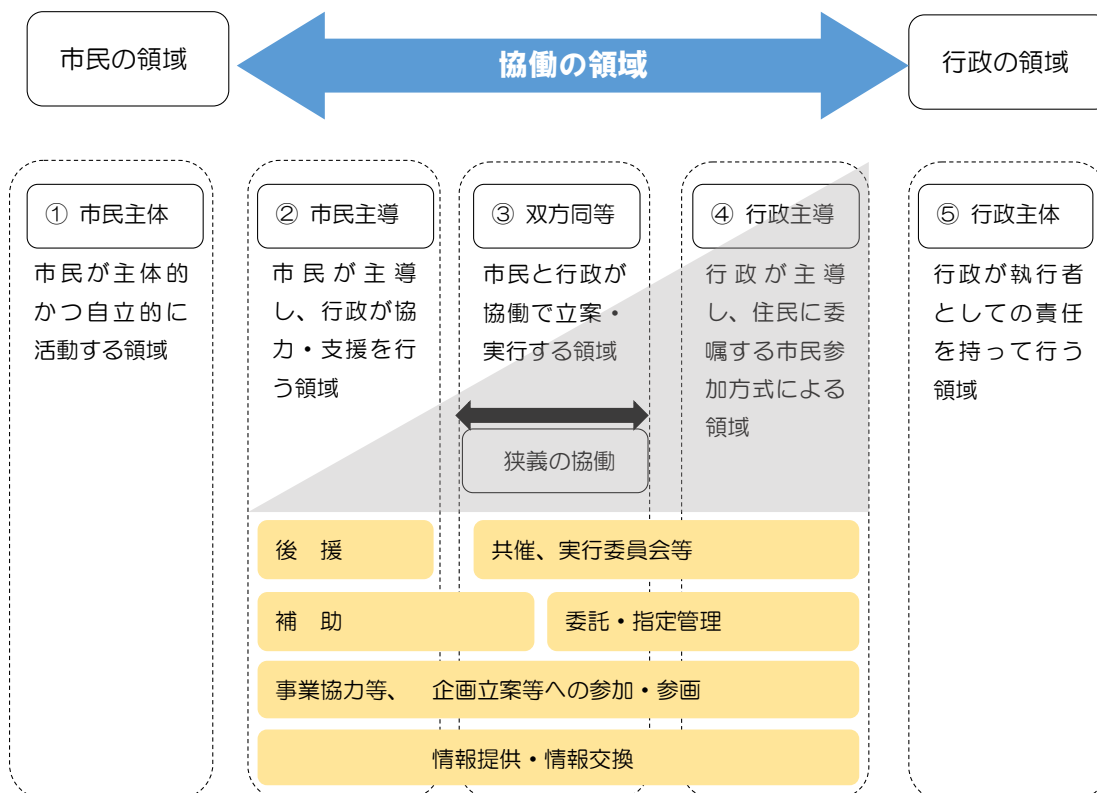
「八代市協働のまちづくり推進条例」の目的



〔まちづくりの活動〕



〔5つの活動領域〕



また、協働の形態は図にあるように「後援」「補助」「事業協力」「共催・実行委員会」「委託・指定管理」などいろいろな形態があります。どのような形態になるかは、事業の内容に応じて選択されます。

(3) 協働のまちづくりのパートナー

協働のまちづくりは、「安らぎと活力のある地域社会の実現」を図るさまざまな場面で、市民等と目的を共有し、連携・協力して取り組んでいくものであり、決して市が主導して進めるものではありません。協働のまちづくりの大切なパートナーであり、担い手である市民、地域協議会、事業者、市民活動団体等のみんながまちづくり活動の意義を見出し、それぞれの立場で取り組んでいくことが重要です。

条例では、以下のように各主体の役割を定めています。

市民の役割（条例第4条）

- まちづくりの主体であることを認識し、自らできることを考え、積極的にまちづくりに参加し、協力するよう努めます。
- 市民参加及び協働にあたっては、積極的に提案し、行動するよう心がけます。
- 市が発信するまちづくりに関する情報に関心をもち、積極的に情報を得るよう努めます。
- 自らが住む地域に関心をもち、お互いの立場を理解し、連携・協力し、地域の活性化及び課題解決に向け自らの意思と判断で行動するよう努めます。

地域協議会の役割（条例第15条）

- 住民相互の交流と支え合いを通して、良好な地域社会をつくりあげる活動に主体的に取り組めます。
- 地域の課題を解決するため、市その他の組織と協働のまちづくりを推進します。
- 自らの活動についての情報発信及び共有を図るとともに、地域住民の意見及びニーズの把握を行うなど、市民等がまちづくりに参加しやすい環境づくりに努めます。
- 市民等のふれあい、地域の特色を生かしたまちづくり等の拠点として、コミュニティセンターを積極的に活用します。

事業者の役割（条例第17条）

- 地域コミュニティの一員として、地域社会と連携し、広く地域全体の利益となる活動に参加し、又は協力し、地域コミュニティに貢献することが望まれます。

市民活動団体の役割（条例第18条）

- 特性と専門性を生かし、まちづくりを推進するよう努めます。
- 自らの活動が広く市民等に理解され、活動の輪が広がるよう、情報の発信に努めます。
- まちづくりに取り組む他の組織及び市と連携・協力するよう努めます。

市の役割（条例第5条）

- 市民等が市政について自ら考え、参加することができるよう、市民等が必要とする情報を積極的に分かりやすく提供します。
- 市民等に市政について分かりやすく説明するとともに、市民等からの質問等に対して誠意をもって対応します。
- 市民等の意見等を聴くため、様々な市民参加の機会を積極的に設けながら、市民等の考え、意見等を把握し、市政に反映するよう努めます。
- 市民等に対し市民参加及び協働に関する啓発に努めます。

このように、条例では、まちづくりの担い手として市民、地域協議会、事業者、市民活動団体及び市の5者を定義し、各々の役割を規定していますが、まちづくりの担い手はこの5者に限るものではありません。大学などの学校、病院など非営利の事業者、行政では国や県など、まちに関わるあらゆる主体がそれぞれの特性を活かして協働のまちづくりに参画していくことが望まれています。

市民の役割（例）



地域の情報に関心を持つ



市のアンケートに答える



自主防災訓練に参加する

地域協議会の役割（例）



地域交流イベントの開催

高田まちづくり協議会
「高田夏祭り」



地域防災活動

松高自治協議会
「住民参加型防災訓練」



地域課題の解決

明日の希望を創る
まちづくり太田郷協議会
「若者政策の意見交換会」

(4)「市民活動」の現状

① 活動分野ごとの現状

(ここでは、主に地域協議会による取り組みを掲載しました)

どういう分野でどんな取り組みが行われているの？



《地域協議会の活動の様子》

● 健康福祉

高齢者や障がい者を対象とした生きがいつくりや一人暮らしの見守り、健康づくりなどの活動があります。

写真：代陽校区住民自治推進協議会
「敬老会」



● 子どもの健全育成

子どもを対象とした育成・教育活動などが行われています。

写真：千丁校区まちづくり協議会
「夏休みサマークラブ」



● 文化・スポーツ

伝統文化の継承、文化・芸術・スポーツの振興などの活動があります。

写真：日奈久住民自治会
「どんどや」



● 環境保全

資源回収集積所管理や清掃活動、公園の管理などの活動があります。

写真：龍峯校区まちづくり協議会
「清掃活動」



● 生活安全

交通安全、防犯活動、防災活動などの活動があります。

写真：植柳校区住民自治協議会
「交通安全教室」



● まちづくり

地域コミュニティの活性化のための地域独自のイベント（ふれあい祭りやフェスタ）や課題解決に向けた取り組みが行われています。

写真：二見住民自治協議会
「風土フェスタ」



● その他

世代間交流や、地域資源を生かした事業など、それぞれの地域の特色を生かした活動が行われています。

写真：東町地域まちづくり協議会
「炭づくり」



② 活動の担い手

どんな人や組織が活動しているの？



● 市民

市民の方が個人的に行うボランティア活動、教育や学習支援、自治会での清掃・美化活動が見られています。また、行政に協力する市政協力員や民生委員・児童委員などの各種委員による活動もあります。

● 地域協議会

資源回收集積所管理、敬老会、体育祭や祭りのほか、自主防災活動、公園等の管理など様々な活動を行っています。

● 事業者

地域での清掃活動やイベントへの参加、資材や資金の提供などの社会貢献活動が行われています。また、地域協議会との連携などの協働の事例も見られます。

● 市民活動団体

本市では、「八代市市民活動団体登録制度」を創設しており、市内で活動している多くの市民活動団体が登録しています。各団体がそれぞれの特性と専門性を活かし、活動を行っています。

2. これまでの取り組み

平成19年	9月	住民自治によるまちづくり基本指針策定	
平成20年	3月	やつしろ市民フォーラムの開催	
		～なぜ今住民と行政による協働のまちづくりか～	熊本県立大学 桑原隆広教授
	4月	八代市総合計画前期計画策定	
平成22年	3月	住民自治によるまちづくり行動計画（前期）策定	
平成24年	11月	明日の八代づくり講演会	
		～市民協働と自治基本条例を考える～	相模女子大学 松下啓一教授
平成25年	4月	八代市総合計画後期計画策定	
平成26年	2月	明日の八代（まち）づくり研究会	
		～自治基本条例とは何か、なぜ必要か～	九州大学 嶋田暁文准教授
	4月	市内全域21地域に地域協議会設立	
		(H24:5地域、H25:9地域、H26:7地域が設立)	
平成27年	1月	明日の八代（まち）づくり講演会	
		～協働によるまちづくりに関する条例を考える～	九州大学 嶋田暁文准教授
平成27年	3月	住民自治によるまちづくり行動計画（後期）策定	
平成28年	2月	住民自治によるまちづくりシンポジウム in 八代	
		～いっしょにやる、ということ 共感から共働へ～	九州大学 加留部貴行准教授
	3月	八代市協働の推進に関する条例についての提言書	
平成29年	11月	市民フォーラム	
		～八代市の協働のまちづくりのルールとは～	熊本県立大学 澤田道夫准教授
平成30年	1月～2月	タウンミーティング	
	7月	市長へ報告書提出（条例検討委員会取り組み状況・骨子（案）報告）	
平成31年	3月	「八代市協働のまちづくり推進条例」制定	
令和 元年	8月	同条例施行	
	8月	市民フォーラム	
		～八代市協働のまちづくり推進条例について～	熊本県立大学 澤田道夫教授
令和 3年	3月	八代市協働のまちづくり推進計画策定	
令和 5年	11月	協働のまちづくり講演会	
		～実践に学ぶ これからの地域づくりへのヒント～	高崎経済大学 櫻井常矢教授
令和 6年	11月	協働のまちづくり講演会	
		～地域のチカラで未来を創る協働のまちづくり～	NPO法人ソナエトコ 水野直樹理事長
令和 7年	3月	第2次八代市協働のまちづくり推進計画策定	

第2章 推進計画の構成

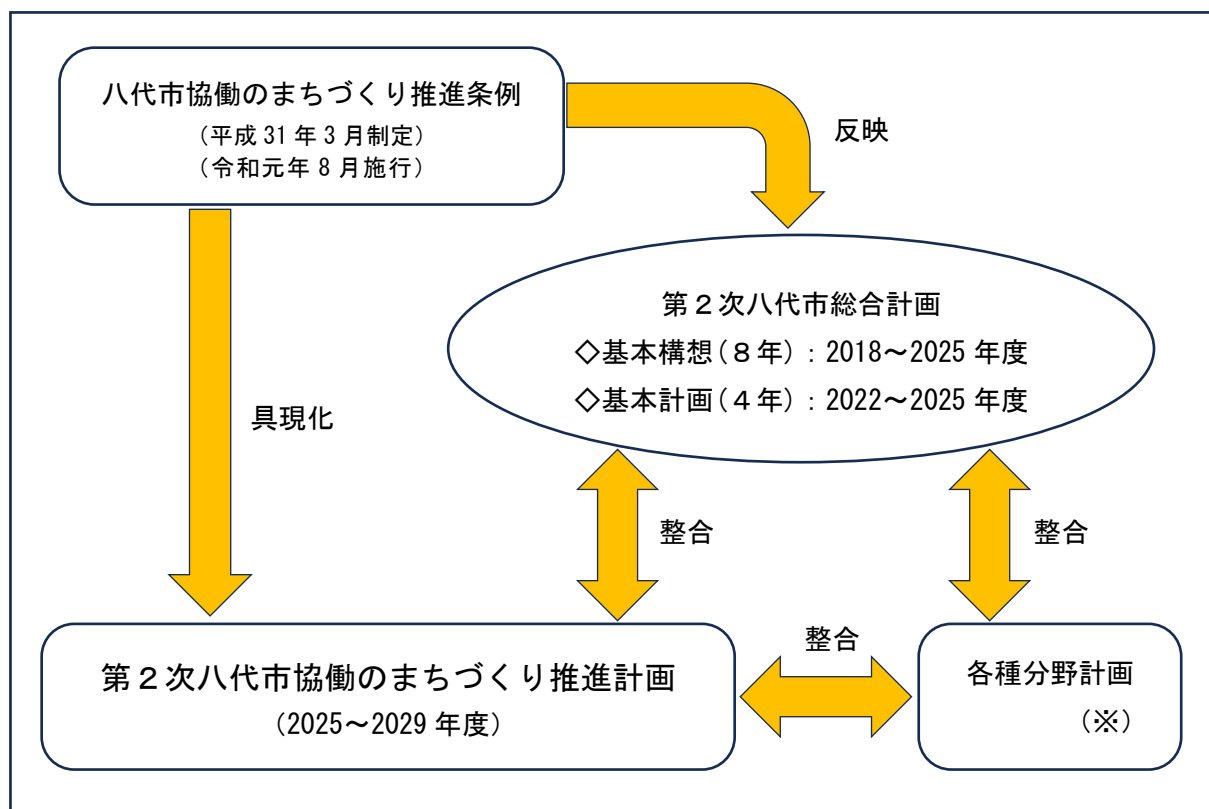
1. 計画期間

本計画期間は、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間とします。

ただし、計画期間中に大規模地震などの災害、経済情勢の変化など、市政を取り巻く環境に著しい変化が生じた場合は見直しを行うものとします。

2. 計画の位置づけ

本市で最も上位に位置付けられる総合的な計画である第2次八代市総合計画を踏まえ、また各種分野計画との整合性を図りながら、本計画を推進していきます。



※各種分野計画とは、八代市環境基本計画、八代市地域福祉計画、八代市男女共同参画計画、八代市地域防災計画など、分野ごとに策定されている計画のことです。

3. 計画の目的・目標

本計画は、条例を具現化し、協働のまちづくりの実効性を高めることを目的としています。そこで、条例の目的を達成するための具体的な目標を設定し、その目標に向かって取り組みを進めていきます。

【目的】(この計画がめざすこと)

「 安らぎと活力のある地域社会の実現 (条例第 1 条)」

【目標】(目的を達成するためには何がどうなればいいのか)

- 市民等が地域や市政に関心をもち市民活動・行政活動に積極的に参画する
- 多様な主体同士が連携・協力し、地域課題の解決に向けて取り組む

では、上記の目標に向けて、より具体的にどんなことに取り組んでいけばいいのでしょうか。

本市における協働のまちづくりを進めるにあたっては、「情報の共有化」、「人材の育成」、「組織運営の強化」、「まちづくりの拠点活用」といったことが大きな課題としてあげられます。

そこで、それぞれの主体がそれぞれの手法で、これらの課題解決を図るための取り組みを進めていく必要があります。



4. 計画の柱

目標に向けて課題を解決するために、本計画では協働のまちづくりの基盤となる重要な取り組みを「4本の柱」として設定し、この柱を重点的に推進していきます。また、市の取り組みはもとより、市民や地域協議会などそれぞれの主体の役割を定め、これらの柱の項目を達成できるように取り組みを進めます。

4本の柱

柱1 情報の発信

☆協働のまちづくりを進めるうえでは、情報を共有することが重要です。情報の共有にあたっては、「発信・提供」「収集」「情報交換」などの方法がありますが、まずは、どんな担い手がどんなことをしているのか、を発信・提供し、周知することで市民等の関心を高め、参画を推進していきます。

柱2 人材の発掘・育成

☆未来に向けて、持続可能なまちづくりを行うためには、後継者の育成や地域リーダーの育成など「人づくり」をすることが大切です。そこで、地域に埋もれている人材を発掘し、人材同士の連携を図るとともに、後継者の育成に取り組みます。

柱3 地域自治の活性化

☆本市においては、協働のパートナーとして特に地域自治組織の役割が大きいことから、地域協議会が中心となって、多様な主体と連携・協力しながら地域課題の解決や地域の活性化を図ることを推進しています。地域力を高め、地域のことは地域で決め、地域が主体的に運営していけるよう、行政も協働で取り組んでいきます。

柱4 拠点施設の活用・整備

☆コミュニティセンターは、地域協議会の事務局機能、情報発信、市民交流や学習の場、各種活動団体の拠点などといった役割をもち、地域の特色を生かしたまちづくりに向けて活動する場です。市民等の積極的な活用を図るためにも、施設環境の整備を進めます。

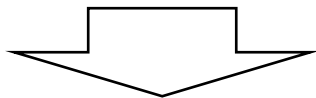
●**地域自治**とは、地域コミュニティ（範囲として町内、区内、校区等）において、市民が地域課題（地域の防災・防犯、自然環境の保全、地域の美化、健康づくり、高齢者福祉、伝統文化の継承等）を解決するために取り組み、安心して暮らせる住みやすいまちをつくろうとする自主的、自律的な活動をいいます。



5. 計画の体系

この章で設定した目的・目標と計画の柱をわかりやすく体系化します。

目的 「安らぎと活力のある地域社会の実現」



目標	課題	計画の柱 (重要な取り組み事項)	推進項目 (柱ごとの取り組み)
市民等が地域や市政に関心を持ち 市民活動・行政活動に積極的に参画する	情報の共有化	柱1 情報の発信	・ 地域情報の発信 ・ 情報交換会の開催 ・ 活動情報の発信 ・ 市政の進捗状況等の公表 ・ 情報公開と透明性の確保 ・ 職員への地域情報の提供 ・ 多様な参画機会の提供
	人材の育成	柱2 人材の発掘・育成	・ 人材の発掘 ・ 次世代のまちづくり担い手育成 ・ まちづくりリーダーの養成 ・ 人材育成に関する講座等の開催 ・ 市民フォーラム等の開催 ・ 職員研修の充実
多様な主体同士が 連携・協力し 地域課題の解決に向けて取り組む	組織運営の強化	柱3 地域自治の活性化	・ 自治会への加入啓発 ・ 人的ネットワークの構築 ・ 住民が参加しやすい環境の整備 ・ 参加意識の向上 ・ 既存団体との連携 ・ 地域と教育機関の連携 ・ 交付金・補助金制度の活用促進 ・ 各種補助金制度の活用 ・ 提案型協働事業の活用 ・ 自主財源の確保 ・ 地域アドバイザーによる支援 ・ 支所との連携による地域振興
	まちづくりの拠点活用	柱4 拠点施設の活用・整備	・ コミュニティセンターの利活用促進 ・ 各種事業の開催 ・ コミュニティセンターの整備 ・ コミュニティセンターに関する情報の充実

第3章 柱ごとの取り組み

柱1 情報の発信

本計画では、情報を受け取る側の目線に立って、地域活動や協働のまちづくりの情報、市政の情報を発信することに重点を置き、市民等の参画を推進していきます。

推進項目	内容	主な担い手
地域情報の発信	協議会だより・コミュニティセンターだより等を通じ、地域に関する様々な情報の提供を行います。	地域協議会 市
情報交換会の開催	地域課題の解決に向けて独自の取り組みを行う地域協議会や市民活動団体、市などがその活動内容を周知・発表する場として、情報交換会を開催します。	地域協議会 市民活動団体 市
活動情報の発信	地域協議会や市民活動団体、事業者などの活動情報を独自のホームページやラジオ、ケーブルテレビ、SNS、情報誌などにより、幅広く発信します。	地域協議会 市民活動団体 事業者
市政の進捗状況等の公表	市政に関する各種計画の進捗状況等について、広報紙やホームページ等により公表します。	市
情報公開と透明性の確保	地域のまちづくりに関する情報を積極的に公開し、その取り組み内容の透明性を高めるとともに、共有することで、さらなる協働意識の醸成を図ります。	地域協議会 市民活動団体 市
市職員への地域情報提供	地域協議会や市民活動団体のイベント情報などを市職員へ情報提供し、積極的な地域活動等への参加を促します。	市
多様な参画機会の提供	市の施策や事業を実施するにあたり、住民説明会や意見交換会、ワークショップ、アンケート、パブリックコメントなど多様な参画の機会を提供することで市民等の市政への参画と理解の促進を図るとともに、意見を反映するよう努めます。	市



地域活動発表会



地域協議会と市の意見交換会

柱２ 人材の発掘・育成

まちづくりを進めていくうえで、人材の確保や育成は重要な要素です。そこで、地域活動に参加する意識の醸成を図るとともに、市民等の多様な主体から、まちづくりの担い手の発掘やリーダーの育成を図ります。

推進項目	内容	主な担い手
人材の発掘	地域のイベント等を通じて、専門的な経験や能力を持った人材を発掘し、それらを地域活動等に活かせる仕組みをつくります。	地域協議会
次世代のまちづくり担い手育成	世代間交流や職場体験、ワークショップなどを通して、まちづくりが地域の人々と関係機関の協力によって行われていることを理解してもらい、協働のまちづくりに参画する意識づくりを行うことで、次世代の担い手育成を図ります。	地域協議会 市民活動団体 学校 市
まちづくりリーダーの養成	地域のリーダーや活動の担い手となる人材を対象に、それぞれの活動の継続性や自律性を高め、事業の活性化を図るための研修機会の充実を図ります。	地域協議会 市民活動団体 市
人材育成に関する講座等の開催	人材の発掘・育成を図るため、多様な主体同士が連携し、各種講座やセミナーなどを開催します。	地域協議会 市民活動団体 市
市民フォーラム等の開催	市民参加と協働を推進するため、定期的に協働のまちづくりに関する市民フォーラムや講演会を開催します。	地域協議会 市
市職員研修の充実	「地域住民と協働」ができる市職員の育成のために、協働に関する研修の充実を図ります。	市



市職員研修



地域リーダー養成研修会

柱3 地域自治の活性化

地域協議会を中心として、地域課題の解決に向けた様々な活動に取り組むため、地域自治の活性化を図ります。

推進項目	内容	主な担い手
自治会への加入啓発	協働の重要な担い手である自治会の構成員の増加を図るため、自治会への加入について啓発します。	自治会 市
人的ネットワークの構築	地域協議会の構成団体や部会などの様々な活動を通して人的ネットワークの構築を推進します。	地域協議会
住民が参加しやすい環境の整備	多くの地域住民がまちづくりに携われるように意見を吸い上げる仕組みの構築に努めます。	地域協議会 自治会
参加意識の向上	地域の特性をイメージするデザインを広く募集するなどまちづくりを身近に感じられるようなきっかけを作り、まちづくりへの参加意識を高めます。	地域協議会
既存団体との連携	事業者や市民活動団体など地域に存在する団体に参画してもらい、協力して事業を実施できるよう努めます。	地域協議会 市民活動団体 事業者
地域と教育機関の連携	地域協議会と学校などの教育機関とが連携して地域の課題解決に向けた取り組みを実施し、地域の活性化につなげます。	地域協議会 学校 学生
交付金・補助金制度の活用促進	一括交付金制度の見直しを図ります。また、地域の主体的なまちづくり活動を支援するため市補助金制度の活用を推進します。	市
各種補助金制度の活用	地域コミュニティは自主的・主体的な活動を行う財源として、国県補助事業をはじめ事業者等の各種補助金制度を積極的に活用します。	地域協議会 自治会 市民活動団体
提案型協働事業の活用	地域協議会や市民活動団体が事業者等に対し、まちづくりに関する事業を提案し、その資金等を提供していただくなど、提案型協働事業の活用を図ります。	地域協議会 市民活動団体 事業者
自主財源の確保	地域の特性や資源を生かして、自主財源を確保する仕組みを構築し、組織運営の基盤強化につなげます。	地域協議会 市民活動団体
地域アドバイザーによる支援	市職員を地域アドバイザーとしてコミュニティセンター等に配置し、地域と市との連絡調整や地域のまちづくりの側面的支援を行います。	市
支所等との連携による地域振興	地域の特性や資源などを活用したイベントの開催や地域の実情に即した課題を解決するため、支所やコミュニティセンターが中心となり、市と地域協議会が連携して地域振興に取り組みます。	地域協議会 市



●地域アドバイザーとは、市民活動政策課職員、及び支所の地域振興課職員のことをいいます。

柱4 活動拠点の活用・整備

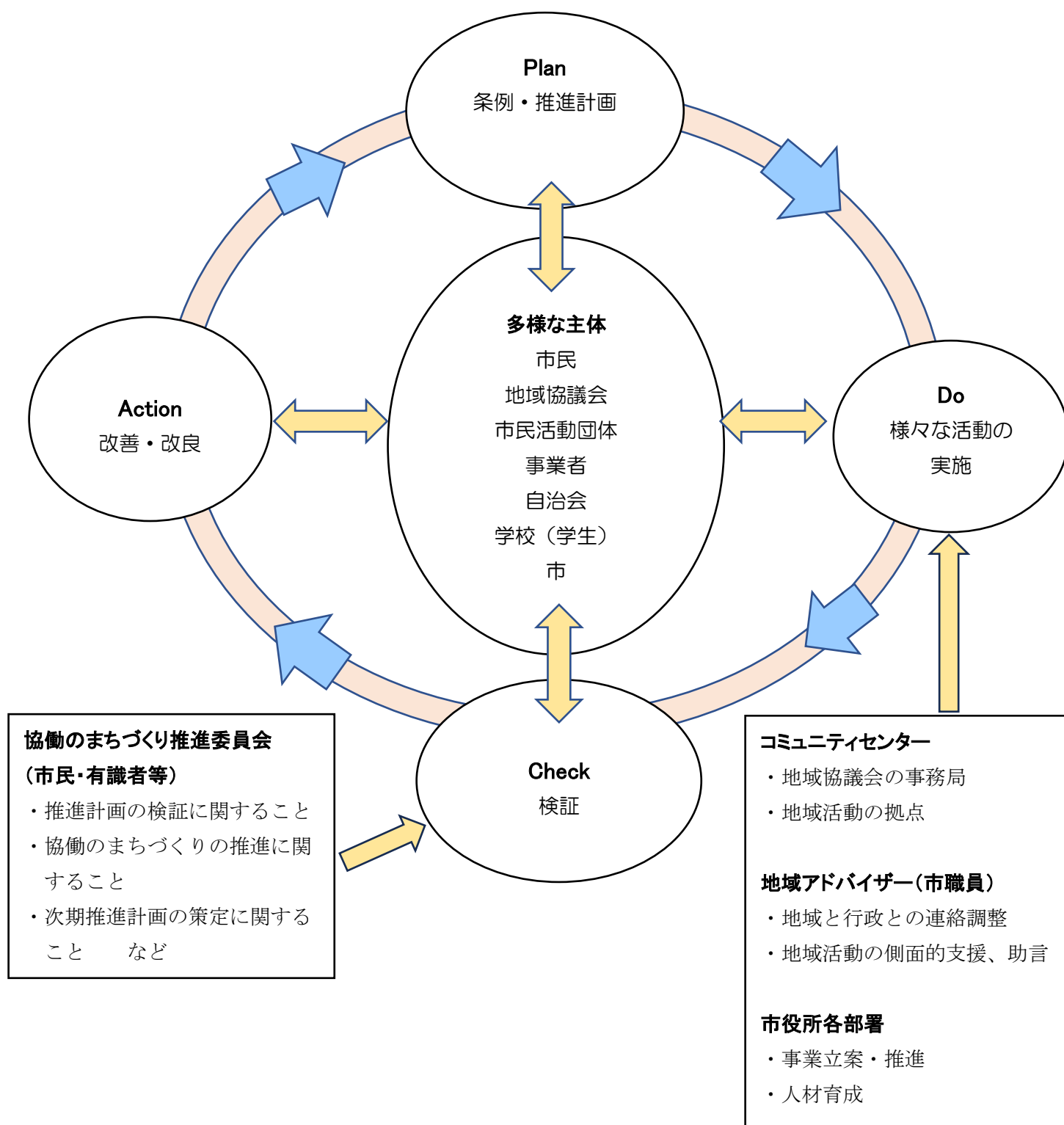
まちづくり活動または地域活動の拠点施設として、コミュニティセンターの積極的な活用及び整備を図ります。

推進項目	内容	主な担い手
コミュニティセンターの利活用促進	コミュニティセンターの管理等については、市と地域協議会が協働の観点から、それぞれの役割を担うことにより、地域の活動拠点として積極的な利活用を促進します。	地域協議会 市
各種事業の開催	コミュニティセンターを利用し、地域の課題解決、学習ニーズに対応した事業を開催します。	地域協議会 市民活動団体 市
コミュニティセンターの整備	地域の活動拠点であるコミュニティセンターについては、老朽化への対応や利用者の安全性確保のため、計画的に改修や修繕を行うとともに、地域協議会との協働により利用者層の拡大を図るための環境整備を行います。	地域協議会 市
コミュニティセンターに関する情報の充実	ホームページ上にコミュニティセンターを含む市の施設の専用サイトを設けるなど、施設利用に関する情報を集約し、わかりやすく提供します。	市



第4章 計画の推進体制

本計画を着実に実行していくため、学識経験者や各種団体長などの市民で構成する「協働のまちづくり推進委員会」により検証を行い、効果的・効率的な施策の展開に努めていきます。



まちづくり、一緒に始めてみませんか



Step 1 地域の課題を見つけよう

皆さんが暮らす中で、困ったことや守っていききたいこと、もっとこんな風になったらいいなと思ったことはありませんか。地域の課題を自分のこととして向き合い、解決のためにできることを考えましょう。「より良いまちにしたい」という思いを周りの人にも話してみることで思いが共有され、カタチになっていきます。

Step 2 みんなで取り組もう

各地域には地域の課題解決とまちづくりに取り組むために市内に21の地域協議会があります。一人では難しいことも市民同士で協力したり、ときには行政を巻き込んで行動することで解決できる場合があります。解決したい課題や協働の手法、協働を進める上でのルールなどをしっかりと話し合い、計画を立てて一緒に進めましょう。

Step 3 活動を振り返ろう

定期的に活動内容を振り返ることでコミュニケーションと相互理解が深まります。その際に目的を達成できたか、活動に問題がなかったかという視点で評価し、必要に応じて見直しや今後の方向性も検討しましょう。

Step 4 続けてみよう

振り返りした点を次の活動に生かしていくことでより良いまちづくりにつながります。結果としてその時は成果が出なくても、長期的には成果がでることもあります。長く続けていくことは大変ですが、できる範囲で楽しみながら行っていくことが大切です。

一人一人が「暮らしやすいまちにしたい」という思いを持って行動することで少しずつ変化していき、やがて市全体が変わります。

まずは、広報やつしろや市ホームページ、コミュニティセンターだより等を使ってまちづくりにとって必要となるさまざまな情報を収集し、まちづくりに関心を持つことから始めてみませんか。「誰かがやってくれる」ではなく、「自分にできることをできる範囲でしよう」という意識で協働のまちづくりに取り組み、みんなで「安らぎと活力のあるやつしろ」にしましょう。



資料編

1. 八代市協働のまちづくり推進条例	・ ・ ・ 23
2. 八代市協働のまちづくり推進委員会の活動実績	・ ・ ・ 27
3. 八代市協働のまちづくり推進委員会要領	・ ・ ・ 28
4. 八代市協働のまちづくり推進委員会委員名簿	・ ・ ・ 29

1. 八代市協働のまちづくり推進条例

平成 31 年 3 月 22 日

八市条例第 5 号

八代市は、広大な八代平野をはじめ九州山地や八代海など恵まれた自然に囲まれ、人と人とのつながりを大切に、互いに助け合いながら温もりある地域コミュニティが息づくまちづくりを進めてきました。

しかし、近年の少子化による人口減少、核家族化の進行による生活様式の多様化といった社会環境の変化は、まちづくりへの関心や地域の連帯感の希薄化を招き、地域コミュニティの果たす機能までも衰退させつつあります。

そのため、私たちは自ら考え行動する住民自治によるまちづくりに取り組み、そして地域協議会など同じ志をもった市民が市と一緒に課題解決への歩みを今はじめたところです。

これからは、このまちに暮らす私たち一人ひとりが、まちづくり活動の主体としての役割を自覚し、地域や市政に関心をもち積極的に参画することが求められています。また、市も市民に開かれた市政運営を行い、連携・協力していくことが望まれています。

このような認識の下、市民と市が対等の立場で話し合い、互いが自主的・自律的に考え、共に行動するという協働のまちづくりが必要とされています。

ここに、市民と市がそれぞれの役割を担い、共にまちづくりを進めていく仕組みを明らかにし、私たちの願いである安全で安心して暮らせる、誰もが幸せを感じ住み続けたいと思えるまちを実現するため、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、まちづくりのための市民等と市の役割を明らかにし、市民参加と協働を進めるための基本的な事項を定めることで、市民等と市が力を合わせて安らぎと活力のある地域社会を築いていくことを目的とします。

(定義)

第 2 条 この条例で主に使われる用語の意味は、次のとおりです。

(1) 市民 市内に居住する者をいいます。

(2) 市民等 次に掲げる者をいいます。

ア 市民

イ 市内に通勤し、又は通学する者

ウ 市内で活動する個人及び法人その他の団体

(3) 事業者 市内で営利を目的とした事業を行う個人及び法人その他の団体をいいます。

(4) 地域コミュニティ 住民同士のつながりが保たれる一定の区域において、市民等がお互いに交流し、地域の課題解決等に取り組む社会をいいます。

(5) 市民参加 市が行う政策及び計画の立案から実施、評価等の各過程に、市民等が自らの意思と判断により参加することをいいます。

(6) 協働 市民等と市が、より良い地域をつくりあげていくため、お互いが対等な立場で知恵を出し合い、力を合わせて活動することをいいます。

(7) まちづくり 住みよい豊かな地域社会をつくるための取組及び活動

をいいます。

（基本原則）

第3条 市民等と市は、次の原則を基本として、協働のまちづくりを進めていきます。

（1）お互いが、まちづくりの主体であることを自覚し、自ら考え行動する住民自治によるまちづくりを推進します。

（2）お互いが、対等なパートナーであることを認識し、それぞれの特性や得意分野を生かし、連携・協力します。

（3）お互いが、まちづくりに関する情報を提供し、共有します。

（4）市は、市民等が自発的に行う、生活と地域社会への貢献を目的とした活動を尊重します。

第2章 市民の役割

（市民の役割）

第4条 市民は、まちづくりの主体であることを認識し、自らできることを考え、積極的にまちづくりに参加し、協力するよう努めます。

2 市民は、市民参加及び協働にあたっては、積極的に提案し、行動するよう心がけます。

3 市民は、市が発信するまちづくりに関する情報に関心をもち、積極的に情報を得るよう努めます。

4 市民は、自らが住む地域に関心をもち、お互いの立場を理解し、連携・協力し、地域の活性化及び課題解決に向け自らの意思と判断で行動するよう努めます。

第3章 市の役割

（市の役割）

第5条 市は、市民等が市政について自ら考え、参加することができるよう、市民等が必要とする情報を積極的に分かりやすく提供します。

2 市は、市民等に市政について分かりやすく説明するとともに、市民等からの質問等に対して誠意をもって対応します。

3 市は、市民等の意見等を聴くため、様々な市民参加の機会を積極的に設けながら、市民等の考え、意見等を把握し、市政に反映するよう努めます。

4 市は、市民等に対し市民参加及び協働に関する啓発に努めます。

（市職員の意識及び参加促進）

第6条 市は、協働のまちづくりを推進するため、市職員に対して、協働のまちづくりについての認識を深めるための研修等を行うことで、市職員一人ひとりの意識改革を図ります。

2 市職員は、協働のまちづくりを理解し、地域づくりの重要性を認識するとともに、自らも地域社会の一員として、積極的にまちづくりに参加するよう努めます。

第4章 協働の推進

（情報の共有）

第7条 市民等と市は、協働のまちづくりを推進するため、まちづくりに関する情報をお互いに広く発信し、収集し、情報の共有に努めます。

2 市民等はお互いに、個々がもつまちづくりに関する情報に関心をもち共有することに努めます。

（市民参加の対象）

第8条 市は、次に掲げる事項を行おうとする場合は、市民参加の機会を設けるよう努めます。

（1）基本構想、基本的事項を定める計画及びそれらの実施計画の策定、変更又は廃止

(2) 次に掲げる条例の制定、改正又は廃止

ア 市の基本的な方針を定める条例

イ 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（市税及び国民健康保険税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）

(3) 広く市民等に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の策定、変更又は廃止

(4) 市が整備する公共施設等の設置に関する計画の策定、変更又は廃止

(市民参加の方法)

第9条 市は、市民参加の対象となる事項について、次に掲げる市民参加の方法のうちいずれか1以上の方法を実施し、広く市民等に意見等を求め、市政に反映するよう努めます。

(1) アンケート

(2) パブリックコメント

(3) ワークショップ

(4) 説明会

(5) 審議会等

(6) その他市長が必要と認める方法

(市民参加の公表)

第10条 市は、前条各号に掲げる方法により市民参加を実施する場合においては、適切な方法によりその実施に関する事項について公表します。

(人材育成)

第11条 市民等と市は、協働のまちづくりを推進するため、共に学び合い、人材の育成及び活用に努めます。

第5章 地域自治の推進

(地域自治の推進)

第12条 地域自治とは、協働のまちづくりを推進するため、地域コミュニティにおいて、市民が自主的に防災や環境の保全をはじめとする様々な地域課題を解決し、安心して暮らせる住みやすいまちをつくろうとする活動です。

2 市は、地域自治の重要性を認識し、尊重するとともに、その活動に対して適切な支援を行うなど、協働のまちづくりを進めます。

(自治会（町内会、区会等）)

第13条 自治会とは、一定の地域に住む市民（以下「住民」という。）が、交流し互いに助け合いながら、自分たちの地域を住みよいまちにしていくために自主的に設置された基礎的な地域自治組織です。

2 市民等は、自治会の活動への理解を深め、その活動に参加し、又は協力するよう努めます。

3 自治会は、住民一人ひとりが意見を言い、十分話し合い、お互いが理解したうえで活動を進めるよう心がける必要があります。

(地域協議会)

第14条 地域協議会とは、地域の課題解決と個性を生かしたまちづくりに取り組むため、自治会をはじめ地域の各種団体などにより、おおむね小学校区を単位として自主的に設置された地域自治組織です。

2 市民等は、地域協議会の活動に対する理解を深め、その活動に積極的に参加し、又は協力するよう努めます。

（地域協議会の役割）

第15条 地域協議会は、住民相互の交流と支え合いを通して、良好な地域社会をつくりあげる活動に主体的に取り組みます。

2 地域協議会は、地域の課題を解決するため、市その他の組織と協働のまちづくりを推進します。

3 地域協議会は、自らの活動についての情報発信及び共有を図るとともに、地域住民の意見及びニーズの把握を行うなど、市民等がまちづくりに参加しやすい環境づくりに努めます。

4 地域協議会は、市民等のふれあい、地域の特色を生かしたまちづくり等の拠点として、コミュニティセンターを積極的に活用します。

（地域協議会との協働）

第16条 市は、市民等の地域活動の輪を広げ、市民主体のまちづくりを推進するため、地域協議会の活動の周知・啓発を行います。

2 市は、地域協議会の活動拠点となるコミュニティセンターの整備を推進します。

3 市は、地域協議会の活動を促進するための適切な支援を行います。

（事業者の役割）

第17条 事業者は、地域コミュニティの一員として、地域社会と連携し、広く地域全体の利益となる活動に参加し、又は協力し、地域コミュニティに貢献することが望まれます。

第6章 市民活動の推進

（市民活動団体の役割）

第18条 広く社会全体の利益となる社会貢献活動を自主的に行う団体（以下「市民活動団体」という。）は、その特性と専門性を生かし、まちづくりを推進するよう努めます。

2 市民活動団体は、自らの活動が広く市民等に理解され、活動の輪が広がるよう、情報の発信に努めます。

3 市民活動団体は、まちづくりに取り組む他の組織及び市と連携・協力するよう努めます。

（市民活動団体との協働）

第19条 市は、市民活動団体に対しまちづくりの情報を提供するとともに、市民活動団体の活動を市民等に周知します。

2 市は、市民活動を促進するため、市民活動団体に対する適切な支援を行います。

第7章 雑則

（条例の見直し）

第20条 この条例は、必要に応じて見直すものとします。

（その他）

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、令和元年8月1日から施行します。

2. 八代市協働のまちづくり推進委員会の活動実績

◆第1回会議(令和5年1月20日(金)10:00~12:00)八代市役所本庁舎3階 302会議室

[委員出席：9名/11名]

- 八代市協働のまちづくり推進計画について・・・(事務局説明)
- 推進計画に基づく市の推進事業について・・・(事務局説明)

◆第2回会議(令和6年1月23日(火)10:00~12:00)八代市役所本庁舎3階 302会議室

[委員出席：11名/13名]

- 八代市協働のまちづくり推進計画について・・・(事務局説明)
- 推進計画に基づく市の推進事業について・・・(事務局説明)

◆第3回会議(令和6年6月12日(水)14:00~15:30)八代市役所本庁舎3階 301会議室

[委員出席：9名/13名]

- 協働のまちづくり推進計画に基づく市の推進事業について
内容：協働のまちづくり推進計画の「市の協働事業」の令和5年度進捗状況について、市担当課等への進捗状況照会及び回答集約までの経過報告に併せ、柱毎の主な項目についての説明。

◆第4回会議(令和6年9月4日(水)13:30~15:00)八代市役所本庁舎3階 301会議室

[委員出席：10名/13名]

- 協働のまちづくり次期推進計画の策定について
内容：次期推進計画の策定概要、策定工程及び現行計画からの変更案についての説明。また、次期推進計画策定に関する意見書の提出依頼。

◆第5回会議(令和6年11月1日(金)9:30~11:00)八代市役所本庁舎2階 203会議室

[委員出席：9名/13名]

- 「第2次八代市協働のまちづくり推進計画」(案)について
内容：提出された第2次推進計画策定に関する意見書の内容について精査のうえ、内容を反映させた第2次推進計画(案)について説明。全会一致で同案承認。

3. 八代市協働のまちづくり推進委員会要領

令和3年12月28日

(市民環境部長専決)

(設置)

第1条 八代市協働のまちづくり推進計画（以下「推進計画」という。）に示された推進項目の進捗状況に関し、市民等や専門家等の意見を広く反映させ、推進計画を着実に実行するとともに、協働のまちづくりに向けての具体的な方策等について検討を行うため、八代市協働のまちづくり推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 推進計画の検証に関すること。
- (2) 次期推進計画の策定に関すること。
- (3) その他協働のまちづくりの推進に関すること。

(組織)

第3条 推進委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識者
- (2) 地域活動団体及び市民活動団体から選出された者
- (3) 市内に居住し、又は在学している18歳以上の者
- (4) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から当該委嘱された日の属する年度の翌年度の末日までとする。

ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見等を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、市民環境部市民活動政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、市民環境部長専決の日から施行する。

附 則（令和6年6月18日市民環境部長専決）

この要領は、市民環境部長専決の日から施行する。

4. 八代市協働のまちづくり推進委員会委員 名簿

No.	役職	氏名	備考
1	会長	森山 学	熊本高等専門学校 建築社会デザイン工学科教授
2	副会長	徳田 武治	八代市地域協議会連絡会議会長
3		平野 和臣	八代市市政協力委員協議会会計
4		三栗野 恵美子	八代市地域婦人会連絡協議会会長
5		岡崎 千尋	八代市PTA連絡協議会
6		橋本 剛	八代市老人クラブ連合会会長
7		古閑 啓子	八代市男女共同参画社会づくりネットワーク会長
8		白井 清美	八代市ボランティア連絡協議会監事
9		川口 久美	社会福祉法人 八代市社会福祉協議会総務課長
10		木下 良佑	一般社団法人 八代青年会議所副理事長
11		永田 文子	八代市スポーツ推進委員協議会監査
12		若田 千尋	公募委員
13		藤井 敏彦	公募委員

(副会長以降は順不同、敬称略)

第２次八代市協働のまちづくり推進計画

八代市市民環境部 市民活動政策課
